

●忘れてないかあの診療 症例研究 ●落としてないかその点数 頬・口唇・舌の小帯形成術について

小帯形成術の算定について解説する。特に、2014年度改定で複数の小帯に形成術を行った場合の取り扱いが変更されているので注意が必要である。算定漏れのないようご対応頂きたい。

①2分の1顎の範囲外の複数の頬小帯に形成術を行う場合

患者：66歳・男性
 主訴：口を開けた時に入れ歯が落ちる。
 所見：上下顎左側とも頬小帯が高位に付着している。
 傷病名： $\frac{7}{7}$ 義歯フテキ 上顎左側頬小帯付着異常 下顎左側頬小帯付着異常 注③

月日	部位	療法・処置	点数
11月1日		初診	234
		上下の義歯が開口時に落ちるとのこと。上下顎左側とも頬小帯が高位に付着している。	/
	$\frac{7}{7}$	歯リハ1 (有床義歯・困難) (調整方法および調整部位または指導内容 略)	120
		頬小帯の手術の必要性和手術後に義歯新製を行う事を説明し、患者の同意を得る。	/
11月4日		再診	45
	$\frac{4}{4}$ 部	0A (ヒール・カリエー)+浸麻(歯科用キシロカインC 0.6m l) 注④	/
		頬小帯形成術 注⑤	560×2
		小帯を上下とも低位に4mm切離移動。4糸縫合。	/
		処方せん	68
		⑨プロモックス錠100mg 1回1T 1日3回 3日分	/
		⑩ロキソニン錠60mg 1回1T 疼痛時 3回分	/
		⑪イソジンガーゲル液7% 15~30倍に希釈 1日数回 30ml	/
11月5日		再診	45
	$\frac{4}{4}$ 部	少し痛む。出血(±)腫脹(+)。SP (H ₂ O ₂)。	/
11月12日		再診	45
	$\frac{4}{4}$ 部	痛みなし。出血(-)腫脹(-)。SP(H ₂ O ₂)。抜糸。	/

②2分の1顎の範囲内の複数の頬小帯に形成術を行う場合

患者：66歳・男性
 主訴：口を開けた時に下の入れ歯が動く。
 所見：下顎左側に頬小帯が2本高位に付着している。
 傷病名： $\frac{7}{7}$ 義歯フテキ 下顎左側頬小帯付着異常

月日	部位	療法・処置	点数
11月1日		初診	234
		開口時に下の入れ歯が動くとのこと。 $\frac{4}{4}$ 部に2本の頬小帯が高位に付着している。	/
	$\frac{7}{7}$	歯リハ1 (有床義歯・困難) (調整方法および調整部位または指導内容 略)	120
		頬小帯の手術の必要性和手術後に義歯新製を行う事を説明し、患者の同意を得る。	/
11月4日		再診	45
	$\frac{4}{4}$ 部	0A (ヒール・カリエー)+浸麻(歯科用キシロカインC 1.0m l)	/
		頬小帯形成術 注⑥	560
		小帯2本を、低位に $\frac{4}{4}$ 部は2mm、 $\frac{5}{5}$ 部は4mm切離移動。 $\frac{4}{4}$ 部は2糸、 $\frac{5}{5}$ 部は4糸縫合。	/
		処方せん	68
		⑨プロモックス錠100mg 1回1T 1日3回 3日分	/
		⑩ロキソニン錠60mg 1回1T 疼痛時 3回分	/
		⑪イソジンガーゲル液7% 15~30倍に希釈 1日数回 30ml	/
11月5日		再診	45
	$\frac{4}{4}$ 部	少し痛む。出血(±)腫脹(+)。SP (H ₂ O ₂)。	/
11月12日		再診	45
	$\frac{4}{4}$ 部	痛みなし。出血(-)腫脹(-)。SP(H ₂ O ₂)。抜糸。	/

《解説》

注① 頬、口唇、舌小帯形成術は、次の手術を行った場合に算定できる。

算定要件等	
イ	頬、口唇、舌小帯に対する形成手術を行った場合
ロ	頬、口唇、舌小帯に対する切離移動術を行った場合
ハ	小帯等を切除して開窓術を行った場合
ニ	ピエール・ロバン症候群の患者に対し、舌の前方牽引を行った場合

注② 2014年度改定で、複数の小帯に形成術を行った場合の取り扱いが下記の通り変更された。

改定前は複数の小帯に形成術を行っても形成術は1つのみの算定であったが、改定後は、2分の1顎の範囲で複数の頬小帯に形成術を行った場合を除き、複数の小帯に形成術をした場合はそれぞれ形成術を算定できるようになった。

算定要件等	
改定前	複数の小帯に対して行った場合は、主たる手術の所定点数のみにより算定する。
改定後	2分の1顎の範囲内における複数の頬小帯に対して行った場合は、2箇所以上であっても1箇所として算定する。

注③ 複数の頬小帯に形成術を行った場合は、傷病名欄は上顎左側など部位が分かるように記載する。

注④ 手術時に麻酔を行った場合は、カルテに使用薬剤名と使用量を記載する。

注⑤ 複数の頬小帯に形成術を行ったが、2分の1顎の範囲での複数の頬小帯ではないため、算定要件(注②)より、形成術はそれぞれ算定できる。なお、カルテには手術内容の要点を記載する。

注⑥ 複数の頬小帯に形成術を行ったが、2分の1顎の範囲での複数の頬小帯であるため、算定要件(注②)より、形成術は1つのみの算定となる。なお、本事例とは異なるが、2分の1顎の範囲内であっても、頬小帯と口唇小帯の形成術を行った場合については、形成術はそれぞれ算定できる。

* 実態に即してご請求下さい *